

和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月2日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 秋 月 史 成
和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
西牟婁振興局	令和3年1月13日
紀南県税事務所	〃
和歌山県紀南児童相談所	〃
和歌山県立田辺産業技術専門学院	〃
和歌山県教育委員会紀南教育事務所	〃
和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺中学校・和歌山県立田辺高等学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀支援学校	〃
和歌山県立はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

西牟婁振興局健康福祉部

令和2年度収納済報告書等の簿冊を紛失していたので、今後このようなことのないよう、公文書の厳正な管理・保管に努められたい。

(2) 注意事項

ア 西牟婁振興局地域振興部

(ア) 自動販売機電気使用料の収入調定の取消しについて、決裁がなされていないので、適正に処理されたい。

(イ) 扶助費の支払いにおいて、支払いが遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

イ 西牟婁振興局健康福祉部

(ア) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の督促について、督促状の指定納入期限を誤っていたので、適正に処理されたい。

ウ 西牟婁振興局農林水産振興部

光熱水費の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 西牟婁振興局建設部

(ア) 債権管理簿及び未収債権一覧表が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 損害賠償金の支払を伴い、廃車に至った公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(ウ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品

があったので、適正に処理されたい。

(エ) 廃川廃道敷地については、令和元年度末で3件が未処理となっている。

今後も、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

(オ) 道路改良工事等において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていたが、変更書面が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(キ) 使用料及び賃借料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県紀南児童相談所

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による

「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立田辺産業技術専門学校

(ア) 資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 重要物品の購入に係る知事の承認を得ていなかったもので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立田辺工業高等学校

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) ブロック塀修繕に係る契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立南紀高等学校

(ア) 許可権限のない教育財産の使用を許可していたので、適正に処理されたい。

(イ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 不用品処分調書において、出納員の決裁がなされていない事例があっ

たので、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立南紀支援学校

胸部 X 線撮影業務に係る単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

コ 和歌山県立はまゆう支援学校

物品修繕の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

サ 和歌山県田辺警察署

(ア) 車両搬送業務について、契約保証金免除申請書に契約実績として認められない契約書が関連資料として添付されていたので、適正に処理されたい。

(イ) 車両搬送業務に係る単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったもので、適正に処理されたい。